

障発 0301 第 4 号
平成 31 年 3 月 1 日
一部改正 障発 0330 第 22 号
令和 2 年 3 月 30 日
一部改正 障発 0328 第 1 号
令和 4 年 3 月 28 日
一部改正 障発 0329 第 2 号
令和 5 年 3 月 29 日
一部改正 障発 0331 第 22 号
令和 7 年 3 月 31 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害者芸術文化活動普及支援事業の実施について

標記について、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の更なる振興を図ることを目的として、さまざまな障害者が芸術文化を享受し、多様な活動を行うことができるよう、地域における障害者の芸術文化活動を支援する体制を全国に普及するため、今般、別紙のとおり「障害者芸術文化活動普及支援事業実施要綱」を定め、平成 31 年 4 月 1 日から適用することとしましたので通知いたします。

貴職におかれましては、管内市区町村、関係団体等に周知を図るとともに、本事業の適正かつ円滑な実施が図られるよう、特段の配慮をお願いいたします。

これに伴い、「障害者芸術文化活動普及支援事業の実施について」（平成 30 年 3 月 29 日障発 0329 第 30 号）は廃止します。

(別紙)

障害者芸術文化活動普及支援事業実施要綱

1 目的

多様な価値を尊重し、他者との相互理解を進めるという機能を有する芸術文化に障害者が取り組むことは、障害者の自立や社会参加を促進する上で、重要な活動の一つである。本事業は、さまざまな障害者が芸術文化を享受し、多様な活動を行うことができるよう、地域における障害者の芸術文化活動（以下「芸術文化活動」という。）を支援する体制を全国に普及し、障害者の自立と社会参加を促進することを目的とする。

2 実施主体

4（１）の実施主体は、都道府県及び都道府県が認めた団体とする。

なお、都道府県が実施する場合は、本事業を適切かつ効果的に実施できる者として都道府県が認めるものに、事業の全部又は一部を委託することも差し支えない。

また、都道府県が認めた団体が実施主体となる場合にあっては、当該都道府県を通じた間接補助により補助金を交付する。

4（２）、（３）の実施主体は、社会福祉法人その他の法人格をもつ団体（以下「実施団体」という。）とする。

3 対象分野

自宅、学校、福祉施設、文化施設、社会教育施設、民間の教室等、地域の多様な場で行われる、美術、音楽、演劇、舞踊などの多様な芸術文化活動に対する支援を行うものとする。

4 事業内容

（１）都道府県レベルにおける活動支援

① 障害者芸術文化活動支援センターの設置

都道府県及び都道府県が認めた団体は、芸術文化活動を行う障害者本人やその家族、福祉施設、文化施設、支援団体等（以下「事業所等」という。）を支援する拠点「障害者芸術文化活動支援センター」（以下「支援センター」という。）を設置し、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成 30 年法律第 47 号。以下「障害者文化芸術推進法」という。）の第 7 条第 1 項に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）に定める施策の方向性を踏まえ、次の事業を行うものとする。

ア 都道府県内における相談支援

芸術文化活動における支援方法、創造環境の整備、権利の保護、鑑賞支援、作品の販売・公演、記録・保存、地域・国際交流等に関する相談を受け付け、関係機関や専門家の紹介や専門的知見によるアドバイス、職員等の訪問による相談支援や体験講座等を行うこと。

なお、相談への対応にあたっては、相談記録のデータベース化を図るなど工夫し、（２）の広域センター及び（３）の連携事務局へ共有すること。

イ 芸術文化活動を支援する人材の育成等

文化、福祉、教育等の多様な分野で芸術文化活動に関わる者等に対して、他分野に関する知識等を深めるよう、芸術文化活動の支援方法、著作権等の権利保護、障害特性への理解等に関する研修や、現場体験プログラムの提供などを行い、人材の育成及び確保を図ること。また、芸術文化活動に関わる各分野をつなぐ人材の育成についても工夫すること。

ウ 関係者のネットワークづくり

芸術文化活動を支える人材が連携・協力し、多角的な面から支援の在り方が考えられるよう、障害者やその家族、福祉や芸術等の専門家、事業所や文化施設の職員、文化、福祉、まちづくり等の行政職員、教育関係者、研究者、地域住民など、分野や領域を超えてさまざまな関係者とネットワークを築くこと。

また、ネットワークを通じ、事業についての意見交換や情報共有、芸術文化活動の質の向上などに務め、事業の実施に必要な協力を得ること。

エ 芸術文化活動（鑑賞・創造・発表等）に参加する機会の確保

地域における障害者の活躍の場を拡げ、多様な人々との交流が促進されるよう、専門家等と連携を図り、障害者が作品等を鑑賞する機会、日頃の創作活動や新たな価値創造を行う機会、活動の成果等を発表する機会など、さまざまな目的や方法による芸術文化活動に参加する機会を確保すること。

確保にあたっては、支援センター自らが機会を創出する方法、あるいは、地域の他の主催者等が機会を創出するにあたり、助言や必要な物品・人員等の提供を行う方法も可能とする。

なお、支援センター自らが機会を創出する場合、地域の文化、福祉、教育等の関係者や団体等と実行委員会を構成するなど、地域にノウハウが共有されるように努める

こと。

オ 情報収集・発信

展示や公演、上映会などのイベント情報、芸術文化活動の実態把握、作品・作者等に関する情報など、都道府県内の芸術文化活動の情報を収集・発信するとともに、(2)の広域センター及び(3)の連携事務局と連携し、得られた情報の活用を行うこと。また、可能な限り国内外の情報収集・発信にも努めること。その際、障害特性に配慮しつつ、障害者本人等に情報が十分届くよう工夫すること。

カ 事業評価及び成果報告のとりまとめ

地域の障害者の芸術文化活動に対する支援の現状把握と事業の向上を図るため、事業評価に取り組むこと。また、実施成果をとりまとめ、(2)の広域センターへ報告するとともに、報告書を作成すること。

② 支援センターの機能強化

障害者文化芸術推進法第8条第1項に基づく計画を策定した都道府県において、次に掲げる取組のいずれか又は両方を実施することで、支援センターの機能を強化するものとする。その際、支援センターの活動に生かすため、先進的な取組の収集・調査を行うなど工夫すること。

- (a) 当該都道府県内のニーズを踏まえ、障害福祉サービス事業所や文化施設等に出向いて行う相談や専門的知見によるアドバイス
- (b) 当該都道府県内の福祉施設等と文化施設や文化芸術団体等、他分野が連携する取組に対する支援

(2) ブロックレベルにおける広域支援

ブロックレベルにおける広域支援を行う実施団体は、別表に定めるブロック単位で都道府県をとりまとめ、ブロック内の芸術文化活動を支援する拠点「障害者芸術文化活動広域支援センター」(以下「広域センター」という。)を設置し、次の事業を行うものとする。

ア 都道府県の支援センターに対する支援

都道府県の支援センターが抱える課題や各地域の現状について十分に把握した上で、関係機関や専門家の紹介、支援センターが行う支援等への同席、地域の実情に沿った好事例の紹介など、当該ブロック内の各支援センターの支援体制やノウハウの有

無に応じて、専門的知見によるアドバイス等を行うこと。

また、行ったアドバイス等を集積し、ブロック内及び（３）の連携事務局と共有すること。

イ 支援センター未設置の都道府県の事業所等に対する支援

当該広域センターは、支援センター未設置の都道府県について、本来支援センターが行う相談支援や必要な情報提供を行うこと。また、次年度以降、支援センターの設置が図られるよう、必要な働きかけを行うこと。

ウ 芸術文化活動に関するブロック研修の開催

ブロック内の支援センター等に対し、事業所等における支援のあり方、芸術文化活動の支援方法、その他必要となる知識やノウハウに関する研修を行うこと。実施にあたっては、支援センターの好事例等を紹介しつつ、応用できる方法を提案するなど、創意工夫すること。

また、研修後にはフォローアップを行い、研修の効果や課題を把握した上で、今後研修すべき内容等について検討すること。

エ ブロック内の連携の推進

ブロック内の各支援センターの活動状況や支援センター未設置の都道府県の現状などの情報を収集するとともに、各支援センター間の連絡調整、情報共有、意見交換等を行うための会議（以下「ブロック連絡会議」という。）を、（３）の連携事務局と連携して、企画・運営すること。

また、ブロック内の支援センターや他の芸術文化活動に携わる団体等との連携や交流を促進するとともに課題や成果を共有し、協力できる環境をつくること。

オ 芸術文化活動（鑑賞・創造・発表等）に参加する機会の確保

ブロック内における障害者の活躍の場を拡げ、多様な人々との交流が促進されるよう、専門家等と連携を図り、障害者が作品等を鑑賞する機会、日頃の創作活動や新たな価値創造を行う機会、活動の成果等を発表する機会など、さまざまな目的や方法による芸術文化活動に参加する機会を確保すること。

確保にあたっては、広域センター自らが機会を創出する方法、あるいは、ブロック内の他の主催者等が、都道府県域を越えて機会を創出するにあたり、助言や必要な物品・人員等の提供などを行う方法も可能とする。

なお、広域センターが新たな機会を創出する場合は、開催地が偏ることのないよう、

ブロック連絡会議等で十分協議の上、ブロック内の支援センターや芸術、福祉等の専門家と連携し、開催すること。

カ 自治体における計画策定の推進

障害者文化芸術推進法第8条1項に基づく計画の策定を推進するため、ブロック内の地方公共団体・支援センター・関係団体等の関係者間の調整、策定のための勉強会や研修会等の開催、策定事例や有識者等の紹介など、都道府県を中心とする地方公共団体に対する必要な支援を実施すること。

キ 事業評価及び成果報告のとりまとめ

ブロック内の支援センターや自治体に対する支援の現状把握と事業の向上を図るため、事業評価に取り組むこと。また、ブロック内の実施成果をとりまとめ、(3)の連携事務局へ報告すること。

(3) 全国レベルにおける活動支援

全国レベルにおける活動支援を行う実施団体は、全国の支援センター及び広域センターを横断的に支援する事務局（以下「連携事務局」という。）を設置し、次の事業を行うものとする。

ア 広域センター等に対する支援

広域センターや支援センターが抱える課題について、各広域センター等から集約された事例等を踏まえ、関係機関や専門家の紹介、専門的知見によるアドバイス等を行うこと。

なお、広域センター未設置のブロックがある場合には、厚生労働省と協議の上、連携事務局が当該ブロックについて必要な業務を行うこと。

イ 全国連絡会議の実施

広域センター、支援センター間の情報共有、意見交換を行うための会議（以下「全国連絡会議」という。）を、厚生労働省と協議の上、企画・運営すること。

全国連絡会議は、本事業を実施するにあたり、広域センター等に必要となる知識やノウハウを共有するための勉強会を開催するほか、全国の先進事例等の取組を収集し、紹介すること。

ウ 全国の情報収集・発信

広域センター等を通じて、本事業にかかわらず、全国で行われている芸術文化活動の情報収集・発信を行うとともに、可能な限り国内外の芸術文化活動の情報収集・発信にも努めること。その際、障害特性に配慮しつつ、障害者本人等に情報が十分届くよう工夫すること。

エ 全国のネットワーク体制の構築、成果のとりまとめ、公表等

全国連絡会議や広域センターが開催するブロック研修やブロック会議への参加・協力等を通じ、全国の本事業の実施状況を把握するとともに、全国のネットワーク体制の構築を図り、本事業の実施成果をとりまとめ、国へ報告するとともに広く公表すること。

オ 障害者団体、芸術団体等との連携

本事業の円滑な実施や全国の障害者による芸術文化活動の推進を図るため、障害当事者や支援者が参集した「障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク」、芸術団体やそれを統括する団体等と緊密な連携を図るとともに、当該団体に対し、必要な協力や支援を行うこと。

(4) 実施上の留意点

ア 相互連携について

支援センター、広域センター及び連携事務局は、それぞれ連携・協力のもと、事業に取り組むこと。その際、支援センターは、ブロック研修、ブロック連絡会議及び全国連絡会議の参加に努めること。

イ 全国障害者芸術・文化祭及び障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業との連携・協力について

全国障害者芸術・文化祭（平成 13 年 5 月 31 日付障発第 241 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者芸術・文化祭の開催について」の別添「障害者芸術・文化祭開催要綱」に基づき開催される障害者芸術・文化祭をいう。）の開催地方公共団体の担当部局等と調整の上、全国障害者芸術・文化祭及び障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業（平成 18 年 8 月 1 日付障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業等の実施について」の別紙 1「地域生活支援事業実施要綱」の別記「都道府県任意事業実施要領」に基づき実施される障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業をいう。）との連携・協力が図られるよう努めること。

ウ 障害者文化芸術推進法等について

事業実施においては、障害者文化芸術推進法及び基本計画を参考にしながら、地域住民への芸術文化活動への関心やより一層の参加を促し、地域における芸術文化活動の推進に関する計画づくりにむけた芸術文化活動の機運醸成を図ること。

エ 各種調査研究への協力

基本計画では、国は中長期的に施策の実行及び検証等に取り組むこととしており、障害者の文化芸術政策について必要となる調査研究を実施していくこととしている。そのため、支援センター、広域センター及び連携事務局においては、国等が実施するこのような調査研究に対して、必要な協力を努めるとともに、調査研究結果を踏まえた支援の実施を図ること。

5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

6 実施団体の決定方法等

4（２）、（３）の実施団体は、別に定める評価委員会における事業の評価を踏まえ、予算の範囲内で決定するものとする。なお、採択された実施団体については、評価委員会において、事業完了後に適正かつ効果的に事業が行われたかを検証する事後評価を行う。

別表

	ブロック	対象都道府県
1	北海道・北東北	北海道、青森県、岩手県、秋田県
2	南東北・北関東	宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県
3	南関東・甲信	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
4	東海・北陸	新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
5	近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
6	中国・四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
7	九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県